

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【意見書要旨】

パーソナルデータの利活用のルールのある在り方については、他の法令で保護されているものも含めて、今後、パーソナルデータの性質（プライバシーの高低等）や利用目的、匿名化措置状況等に応じた柔軟かつ適切な在り方を検討して頂くことを要望します。さらに、日本市場において、海外事業者と同等の立場で競争できる法制度面での環境整備という観点において、パーソナルデータの国際的調和のとれた保護の実現は短期的対応として早急に取り組んで頂きたいと考えます。

意見の詳細は以下の通りです。

【意見】

1. パーソナルデータの利活用のルールのある在り方（12～13 ページ）及びパーソナルデータ利活用のルールの遵守確保のある在り方（15～16 ページ）

パーソナルデータを利活用していく事業者としては、利活用の際のその時々判断において、同意や匿名化等の在り方が明確かつ具体的に示されていることが望ましい一方で、将来的に多種多様なケースが想定される中、同意取得の在り方ひとつをとっても何らかの統一的な基準が策定されると、場合によっては画一的な適用を強いられ、利活用の妨げになることが懸念されます。

こうした点を鑑み、利活用のルールのある在り方やその策定にあたっては、本論点整理にも示されていますが、パーソナルデータを一律ではなく、その性質に応じて分類し、柔軟かつ適切な在り方を検討して頂くことを要望します。なお、パーソナルデータの分類にあたっては、プライバシー性の程度や消費者の感覚は、その利活用の状況に応じて変化していくとも考えられるため、その時々状況を踏まえて判断して頂きたいと考えます。そのためには、データの種類及び個人属性（性別や年代等）別に消費者の受容性を中長期的に継続して調査していくことも有用です。

また、ルールの遵守確保として挙げられている「具体的事例の検討を深めるとともに、検討結果について適切に公開し、事例の蓄積、共有を図ること」については、事業者にとってこうした事例が一定の指標となりうるという観点においても、適切かつ有効な取組みと考えます。

2. 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保について（16、17 ページ）

昨今、OTT等の海外企業が、日本企業では法制度上利用困難なデータを積極的に活用して、ボーダレスに新ビジネスを展開しその勢いを増している状況もあり、パーソナルデータの利活用を含む ICT 利活用全般を考えてみても、日本は遅れをとっている状況です。従い、日本市場において、これら海外事業者と同等の立ち位置で競争できる法制度面の環境整備は急務であり、こうした観点から、パーソナルデータの国際的調和のとれた保護の実現については短期的対応として早急に取り組んで頂きたいと考えます。

3. パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応(18、19 ページ)

論点整理に示された「プライバシーコミッショナー制度」の設置にあたっては、国民の安心確保とともに企業による利活用促進の双方の視点から検討していくことが重要と考えるため、広く関係者からの意見を踏まえつつ、設置の是非や設置する場合にはその位置づけ、メンバー選出等の運営方針等を決定していくことが望ましいと考えます。

4. その他

電気通信事業者においては、事業の性質上、位置情報、通信履歴等多くの有用な運用データを取り扱っており、これらの運用データをパーソナルデータとして利活用しうる立場にあります。

しかしながら、これらのデータの多くは、要保護性の高い「通信の秘密」に該当すること、あるいはケースバイケースで「通信の秘密」に該当しうるため、利活用の判断が難しいことから極めて慎重な取り扱いを行っており、結果として、パーソナルデータの活用にあたっては躊躇するという側面があります。

従って、パーソナルデータの利活用にあたっては、法令を順守することは当然ながらも、パーソナルデータの性質や利用目的、匿名化措置等の総合的な観点から論点を整理し、セーフゾーンを明示することや、データの取扱いを限定的に緩和し匿名化した状況下での利用可能性を検討していくこと等、適切な利活用推進策を検討していくことも必要であると考えます。

以上